

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(昭和六十二年仙台市条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場の附置に係る施設の用途)

第二条 条例第五条第一項の規則で定める事務所は、次に掲げるいずれかの用途に供する施設に属する事務所とする。

一 小売店舗

二 条例別表第一に規定する銀行等

三 条例別表第一に規定する遊技場等

四 条例別表第一に規定する専修学校等

2 条例別表第一(ア)欄に規定する銀行に類するもので規則で定めるものは、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合とする。

3 条例別表第一(ア)欄に規定する専修学校に類するもので規則で定めるものは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他文化又は体育に関する講習等を行う教室とする。

(平一三、三・平一九、一二・令四、一・改正)

(店舗面積等の算定方法)

第三条 条例第三条第一項の店舗面積等の算定は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める当該用途に供する施設の部分の床面積を合計することにより行う。

一 小売店舗 売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理場、事務室その他市長がこれらに類すると認めるもの

二 銀行その他これに類するもの 営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドその他市長がこれらに類すると認めるもの

三 遊技場 遊技室、景品交換所、事務室その他市長がこれらに類すると認めるもの

四 映画館 客席、ロビー、事務室その他市長がこれらに類すると認めるもの

五 専修学校その他これに類するもの 教室、事務室その他市長がこれらに類すると認めるもの

六 事務所 事務室その他市長がこれに類すると認めるもの

(自転車等の割合)

第四条 条例第三条第三項に規定する自転車等駐車場の台数に対する自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の台数の割合は、それぞれ百分の九十、百分の五及び百分の五とする。

2 前項の割合は、当該自転車等駐車場の周辺における自転車等の放置状況に基づき、これを補正することができる。

(令四、一・改正)

(自転車等駐車場の構造及び設備に関する技術的基準)

第五条 条例第八条の市長が定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 自転車等駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること

二 自転車等駐車場の駐車の用に供する部分(以下「駐車区画」という。)の構造及び設備は、次の基準に適合すること

ア 自転車一台当たりの駐車区画の規模は幅〇・六メートル以上、奥行き一・九メートル以上とし、原動機付自転車一台当たりの駐車区画の規模は幅〇・八メートル以上、奥行き一・九メートル以上、自動二輪車一台当たりの駐車区画の規模は幅一・〇メートル以上、奥行き二・三メートル以上とすること。ただし、駐輪器具等を用いて、自転車等を有効かつ安全に駐車することができると市長が認める場合は、この限りでない。

イ 区画線の設置その他の方法により、駐車区画と自転車等駐車場内の通路(以下「場内通路」という。)を明確に区分すること

三 自転車等駐車場の通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること

ア 場内通路及び自転車等駐車場の出入口から道路に通じる通路(以下「場外通路」という。)の幅員は、一・五メートル以上とすること。ただし、場外通路(その構造が直線であるものに限る。)のうち、自転車等を安全かつ円滑に移動できると市長が認める場合は、その幅員を〇・九メートル以上とすることができる。

イ 自転車等駐車場を避難階以外の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が八分の一を超えないものに限る。)、斜路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が四分の一を超えないものに限る。)又は昇降機を設置して、自転車等を安全かつ円滑に移動できる構造とすること

(令四、一・追加)

(自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示)

第六条 条例第九条の市長が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること
- 二 自転車等駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を自転車等駐車場内に設置すること
- 三 自転車等駐車場の出入口付近に日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。)Z八二一〇に定める自転車の図記号を記載した標識を設置すること
- 四 自転車等駐車場の出入口が施設の出入口付近にいる者から視認できない場合は、当該施設の敷地内における当該施設の出入口から当該自転車等駐車場への経路上に、利用者を誘導する表示を設置すること

(令四、一・追加)

(設置等の届出)

第七条 条例第十条の規定による自転車等駐車場の設置の届出は、自転車等駐車場設置届出書に次の各号に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

- 一 施設及び自転車等駐車場の周辺の見取図
- 二 施設及び自転車等駐車場の配置図及び各階平面図
- 三 立体式の自転車等駐車場にあっては、断面図又は構造図
- 四 自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示の方法を記載した書類

2 前項の規定により届け出た事項の変更の届出は、自転車等駐車場変更届出書に当該変更に係る同項各号に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

(令四、一・旧第五条繰下・改正)

(助成の要件)

第八条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 市税を完納していること
- 二 条例第十三条第一項第三号に掲げる助成を受けようとする者にあつては、自転車等駐車場の敷地である土地を所有していること

2 条例第十三条第二項第二号に規定する規則で定める規模は、百台(条例第三条から第六条までの規定により自転車等駐車場を設置すべき場合にあつては、百台に当該設置すべき台数を加えた台数)とする。

(令四、一・旧第六条繰下・改正)

(建設資金の助成の限度額)

第九条 条例第十四条に規定する規則で定める額は、三百万円とする。

(令四、一・旧第七条繰下)

(管理運営に対する助成)

第十条 条例第十五条第一項に規定する規則で定める補助率は、平面式の自転車等駐車場にあっては三分の一、立体式の自転車等駐車場にあっては二分の一とする。

2 条例第十五条第二項に規定する規則で定める期間は、平面式の自転車等駐車場にあっては三年、立体式の自転車等駐車場にあっては五年とする。

(令四、一・旧第八条繰下)

(助成の指定の申請)

第十一条 条例第十六条第一項の規定による申請は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

- 一 条例第十三条第一項第一号に掲げる助成 建設助成金交付指定申請書
- 二 条例第十三条第一項第二号に掲げる助成 建設資金融資あっせん指定申請書
- 三 条例第十三条第一項第三号に掲げる助成 管理運営助成金交付指定申請書

(令四、一・旧第九条繰下)

(助成金の交付の申請)

第十二条 条例第十六条第二項の規定により助成の指定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、当該助成に係る自転車等駐車場の建設が完了した日から一月以内に、条例第十三条第一項第一号に掲げる助成にあつては建設助成金交付申請書を、同項第三号に掲げる助成にあつては管理運営助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(令四、一・旧第十条繰下)

(経営の中止による助成の取消し)

第十三条 条例第十七条第二号に規定する規則で定める期間は、第十条第二項に規定する期間とする。

(令四、一・旧第十一条繰下・改正)

(身分証明書)

第十四条 条例第十八条第二項に規定する証明書の様式は、様式第一号による。

(平七、三・改正、令四、一・旧第十二条繰下)

(措置命令書)

第十五条 条例第十九条第二項に規定する措置命令書の様式は、様式第二号による。

(平七、三・追加、令四、一・旧第十三条繰下)

(実施細目)

第十六条 この規則の実施細目は、建設局長が定める。

(平七、三・旧第十三条繰下、令四、一・旧第十四条繰下)

附 則

この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第六条から第十一条まで及び第十三条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平七、三・改正)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による確認の申請をする施設について適用し、施行日前に同項の規定による確認の申請をした施設については、なお従前の例による。

附 則(平一九、一二・改正)

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令四、一・改正)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第六条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(昭和六十二年仙台市条例第十二号)第十条の規定による届出をする施設について適用し、施行日前に同条の規定による届出をした施設については、なお従前の例による。

附 則(令四、三・改正)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号(第14条関係)

(令4, 3・全改)

様式第1号(第14条関係)

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
仙台市長	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

様式第2号(第15条関係)

(平7, 3・追加, 平28, 3・令4, 1・改正)

措 置 命 令 書

住所又は所在地

氏名又は名称

建築物の所在地

標記の建築物は、仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(昭和62年仙台市条例第12号)第 条の規定に違反しているので同条例第19条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1 措 置

2 理 由

年 月 日

仙台市長

印

(教示)

この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市長に対して審査請求をすることができる。